

○岩沢座長 10回会議を、始めさせていただきます。

初めに、有識者会議のメンバーの変更をお伝えします。山田委員にかわり新たにお二人の委員に加わっていただきました。御紹介申し上げます。

東京都中野区健康福祉部の伊藤政子副参事です。

埼玉県三郷市企画総務部企画調整課の関根謙一副参事です。

新しく参加される有識者におかれましても、本日から早速積極的に御発言賜りますようお願い申し上げます。

また、オブザーバーについても変更がございました。今回から、根本氏を除いたUNHCR、IOM、RHQの3団体で構成することになりました。RHQからは難民事業本部の神山武本部長に変更になっています。

○RHQ（神山） 神山です。2月18日付で着任しました。よろしくお願いいたします。

○岩沢座長 それでは、本日の配付資料につきまして事務方から説明をお願いします。

○中村参事官 内閣参事官の中村と申します。よろしくお願いいたします。

資料1が本日の議事次第と議題を書いたものです。

資料2ですが、昨年の有識者会議の議論を踏まえて平成25年3月8日に改正した「難民対策連絡調整会議決定」でございます。

資料3ですが、この論点といたしましては、従前の有識者会議で議論いただいた論点整理の項目を並べたものでございまして、この有識者会議での議論に資するために、こういう論点整理の表としてつけさせていただいたものです。

資料4ですが、これは座長とも協議させていただいて、有識者会議の進行スケジュールとして並べたものです。

資料5はUNHCR作成資料です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

資料3が先ほど御紹介ありましたように論点整理の一覧で、論点整理については前回御議論いただいたものをまとめたものになっています。

資料の4がそれを踏まえた今後のスケジュールです。時間が限られている中でこういった形で論点を分けて審議をしていってはどうかということでございます。こういう形で進めさせてよろしいでしょうか。

（了承）

○岩沢座長 ありがとうございます。

資料の4にありますように、今日4月16日は「（1）難民及び定住支援の現状について」「（2）受入れ対象地域の現状について」ということございまして、それが議題の（1）（2）に対応しております。

まず、難民及び定住支援の現状につきまして、御報告いただきたいと思います。

○関根委員 三郷市企画調整課の関根でございます。

本市におきましては、第三国定住支援事業にフィットする担当部署がないという中で、

市として全庁体制での対応と、関係機関との調整ということで私がお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。

本市における第三国定住者の受け入れにつきましては、先般、三郷市には御視察もいただいているところで、ちょっと内容重複するかもしれませんが、御了承いただければと思います。

第2陣の受け入れ自治体といたしまして、当初4家族18名を受け入れいたしました。また、本年3月にありましては、第1陣ということで鈴鹿市に居住されていた1家族5人の方がさらに転入されまして、現在5家族23人を受け入れている状況でございます。

第2陣の方々の受け入れの経過といたしましては、昨年2月21日に内閣官房から第三国定住の受け入れの御一報をいただきまして、その後24日に内閣官房、外務省ほかの御担当の方々と三郷市市長との面会がございました。その後、本市の関係部署、企画総務部、市民生活部、福祉部、学校教育部それぞれの担当を交えまして、学校の入学、転入の関係、そして保育所の入所と手続についての打ち合わせをいたしまして、3月19日に転入手続が行われました。

居住先は大変大きな団地を擁しておりますURの三郷団地ということで、皆さんが同一の街区に居住されて、恐らく50メートル程度の近距離の中の棟にそれぞれお住まいになっている状況です。

支援の状況でございますけれども、小学校での取り組みといたしましては、これも昨年に遡りますが、3月の下旬に新入生を除く3名の方の体験入学を実施して、4月から新入生を含め5名のお子さんになりますけれども、三郷市立の彦糸小学校に入学いたしております。

その中で一番年長になりますお子さんですが、5年生ということで受け入れしてございます。年齢的には6年生の対応ということでしたが、学習面の負担を軽減させるということと、中学進学までに基礎的な学習を習得していただくということで、1年下げたの受け入れをしたところでございます。

また、彦糸小学校というのは旧北郷小学校と統合した学校となっております。この旧北郷小学校に非常に外国籍の児童の在籍が多ございまして、平成18年度から日本語指導の加配の先生を配置いただきまして対応していたという状況がございます。それが24年度、昨年統廃合ということで、統合によりまして彦糸小学校にそのままシフトいたしまして、日本語指導の先生1名のもとで対応してきたということでございます。ちなみに今年度、25年度にありましては加配の先生が2名ということで、さらに充実したという状況がございます。

彦糸小学校の外国籍の在籍につきましては、本年4月1日現在ということで19名の在籍がございます。市内の小学校としましては外国籍のお子さんが一番多い学校となっております。主な国籍としてはベトナム、ミャンマーでございます。

外国籍の児童の日本語指導といたしましては、子供たちの日本語能力や学習能力に応じ

まして、日本語指導教室で個別に対応したり、また、指導教員が各クラスに出向いてサポートしているという状況でございます。

また、これまで情報共有ということで学校、教育委員会、市の関係部署、RHQの方との打ち合わせを学期ごとに行って、いろいろな情報交換をしてきたという経緯がございます。

学校入学当初は、持ち物や学校行事等の関係で保護者の方への連絡等で随分苦勞があったということですが、現況にありましては大分スムーズになっているということで御報告をいただいております。

保育所の取り組みといたしましては、これも昨年3月末ですけれども、RHQの通訳の方を交えてまず入所の説明会を行いました。保育所の生活における不安が少しでも解消するということでの配慮でございます。そういった経緯を踏まえて4月の入所となっておりまして、保育所のお子さんですけれども、当初5名ということでしたが、こちらも全て近傍のもみじ保育所に入所しております。

お住まいの話も先ほど申し上げましたが、保育所、小学校の通園、通学につきましても5分とかからないという環境で、非常に利便性はいいのかなという状況でございます。

入所間もないころは体調が悪くなった際の連絡ですとか、どうしても持ち物の関係で、細かい点お伝えしなければならないということで、当初、通訳の方には大分お世話になったということを聞いております。

保護者の方々に対しましては、保育所への行事の参加ということで、こちらも通訳の方に一緒に来ていただきながらさまざまな説明、情報を差し上げているという状況です。やはり保育所ですので、特にそういう日本の古くからの伝統的行事といったものもございますので、その都度そういった文化につきましても御紹介いただいたということでございました。保護者の方も保育所の行事には積極的に参加いただいたということを聞いております。運動会の関係ですとか、1日保育所体験等々で保育所にいらっしやいまして、大変楽しまれたということでございます。

こちらも先ほどの彦糸小学校と同じく、もみじ保育所も非常に外国人の方が多いということでございます。ただ、ミャンマーの方だけを特別扱いすることはないということで、ほかの保護者の方と同じように日々の触れ合いの中で情報共有をされた。また、言葉がけをされてきたということでございます。

今後については、それぞれのお子さん方も個性が出てきているということで、それぞれの状況に合わせた細かな配慮ができればということでございます。

次に、日本語学習支援につきましてですけれども、昨年5月に文化庁さんの日本語教育等に係る事業の申請ということで御紹介をいただき、申請を行いました。当初予算取り等もされていない中で始まりまして、9月の議会でこちら補正予算を可決いただきまして、10月から指導者向け講座をまず4回開催。そして11月から3月までということで、第三国定住者向けの日本語教室を計10回ということで開催いたしました。

こちらの日本語教室には、お母様方については土日のお仕事もあったということでなか

なか出席できない。できる方が少ないということもあったようですけれども、お父さん方につきましては毎回ほぼ全員出席ということで、開催することができたということです。

また、お子さん方についてはその日本語教室の間、ボランティアの方の支援のもとで、そちらに面倒いただきまして、日本語教育では難民の方と講師の方で日本語のやりとりを通じて、作業としては難民の御家族の自宅周辺の地図を作成されたということです。最後にはその成果物といたしまして、でき上がった地図をそれぞれお持ち帰りになり、大変喜ばれたということでございます。

次に、第1陣として鈴鹿市から三郷市に転入いただきました1家族5人の方々の件でございます。

居住につきましては、こちらもRHQの生活相談員のサポートのもとで、さきの第2陣の4家族同様三郷団地。こちらも非常に近いところに居住するように調整いただきまして、3月の19日に入居している状況でございます。また、転入手続も同様に行われてございます。

保育所、小学校、中学校の受け入れに当たりましては、各部署において混乱が生じたというのが正直なところです。昨年の例もそうですけれども、第三国定住の関係では今回も非常に急というのが、現場では混乱のもとになっているのかと思います。

その中で、保育所関係ではお母さんの就業開始が5月からということで、保育所のお子さんに関しては入所時期も5月からというのが現状でございます。こちらは保育所関係でも同じもみじ保育所への入所ということで、それぞれ5家族さんが同じような環境になってございます。

小学校への転入につきましては、さきに受け入れいただいているお子さん同様、こちらも彦糸小学校への転入となっております。

今回、初めて中学生になるお子さんも受け入れということがございました。中学校側では対応経験がないことから、お子さんの日本語の習得や学力レベル、学習意欲という点で相当の苦労があらうかと危惧しているところなのですけれども、昨日、校長先生に近況についてお尋ねしているところでは、具体的なそういった課題点はまだ聞いておらないということで伺っているところです。

4月から学校の先生もそうですけれども、各部署の体制というのもまた新体制という形でございますので、これからRHQの生活相談員さんとの顔合わせですとか、さまざまな連携を深めていこうということで調整をさせていただいているところです。

また、難民の方々の三郷市定住に係る市の負担というところでは、なかなか国等の財政支援がない中で、職員ですとか学校の先生の非常に人的に負担の増加があるということがあると思います。地域定住支援員さんのさらなる活用ですとか、教職員の方のさらなる加配ですとか、さらには交付税措置等の支援をいただければということで一応御報告させていただきます。

以上でございます。

○岩沢座長　ありがとうございました。

それでは、続きまして太田委員から、定住支援プログラムの実施地である新宿区としての御意見を頂戴いたしたいと思います。

○太田委員 新宿区ではRHQ支援センターが定住支援プログラムを行う180日間、新宿区にお住まいいただいているということで、第3陣がなくなってしまいましたので、第1陣、第2陣の2回、2年間の経験しかないわけでございます。

新宿区では、RHQさんの依頼に応じてお手伝いをしているところで、小中学校の体験入学、保育所への入所、社会保障の手続等を行ったということになります。そういった意味では今、現在、定住先になっている自治体さんとは、かかわり方の違いを感じています。

これまでもいろいろお話させていただきましたけれども、まず定住支援プログラムを行う場所が都心でいいのかという、そういった問題があったかと思います。

入国直後、新宿区に180日間お住まいで、難民キャンプから日本の都心である新宿区に住んだというところでは、かなりの生活環境の差があったのではないかと。それがまたさらに地方へ行かれたというときに、今の状況ですと地方に行った家族のうち、都心回帰ではないですけれども23区内に2家族。それから、近郊の志木市、三郷市はもともといらっしゃった方もいますけれども、そういったところで戻ってきているというところでは、最初の定住支援プログラムが都心の中で行われていたというのは、1つの要因ではないかと感じます。

23区内で自立した生活を営むのは非常に困難だということは1つあります。そういったところでは、実際に自立を促すということであれば、ではどういった地域であれば自立した生活が可能か。新宿区では定住支援プログラムを行っている間、難民の方が新宿区はいいところだからずっと住み続けたいというような意向があったと聞いていますけれども、それについては新宿区の家賃の高さですとか、生活に要する経費の高さといったもので定住することは難しい。あるいは就労するにしても、言葉ができないとサービス産業が中心の新宿区の中ではなかなか就労先が得られないというところから、それは困難ではないかということは申し上げてきたところです。

自治体が受け入れる際の課題としまして、来られるタイミングが急なのです。そうすると学校における加配教員についても、当初三郷市さんも24年度は1名の方がそのまま学校の合併でそのまま残っていただいたということで、25年度からは2名になったというお話ですけれども、そういう形で学校のほうも体制をつくるには半年くらいの期間が必要だということ。

保育園にも定員があります。23区内で今、一番課題になっているのは待機児童の解消という問題ですから、保育園に例えば政府の要請で入れてほしいと言われても、日本人でお待ちになっている方がたくさんいる状況の中で、特別扱いして保育園に入所をさせるということは、なかなか難しい話だと思います。

そうした意味では、例えば半年先にはこういう人たちが来るという情報をいただき、その間、調整をして就労先を探すなどをしていただければと思います。

もう一つは、第3陣のときにもありましたけれども、政府からの情報というのは本当に急なのですね。第三国定住、第3陣がもう来なくなりましたよというのは、私どもが説明会を準備していた本当に2日前に第3陣の方々は来られませんよと。それから私どもは、当初から政府主催で地域の説明会やりませんかという話をさせていただいていたのですが、それはやらないという話があって、でも私どもは必要だと感じていましたので地域説明会を設定させていただいたのですが、中止になりましたよという話を地域の中でさせていただいた。政府の対応としては、来ないものについて説明することは何もないからということで、その中止した説明会にも誰もいらっしゃらなかったということがあります。

そういった状態で、自治体のほうで受け入れ先をこれから探すと言っても、こういった状況が続いているのでは、なかなか自治体としては私のところでやりましょうというふうにならないのではないかと懸念があります。

そういう意味では、政府との関係で、財政的にも情報的にも密接に手を組んでやっていく必要があるのではないかとといったところが、自治体がこれから受け入れていくときの課題になろうかと思います。

学校の方で、自治体や国が学校に丸投げしているのではないかと感じられているというのは、自治体も体制が取れていないのです。担当の部署もないです。そういった意味では、早めの情報提供が必要なのではないかなと感じています。

以上です。

○岩沢座長　ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、質疑あるいは意見交換というのは後でまとめてさせていただくことにしたいと思います。

オブザーバーのUNHCRとIOMからも続けて御発言いただきたいのですが、UNHCRとIOMのご発言は議題のむしろ「(2) 受入れ対象地域」というテーマにかかわるかと思います。特にタイの難民キャンプの状況等をお伺いできればと思います。

まずUNHCRから、配付資料5の御説明をお願いします。

○UNHCR(小尾)　ありがとうございます。

今回、参考資料として提出させていただきましたのは、いわゆる「Resettlement Fact Sheet」と呼ばれております。今、どんな状況にあるかということを、タイとマレーシアに関しまして各事務所が作ったもので、2枚ございます。

幾つかの質問事項をいただいております、その一つ一つについて御説明させていただきます。まず質問の1といたしましては、ミャンマーの情勢が好転しているのではないかと。それによる難民の本国帰還の動きというのが、果たしてタイのキャンプの中であるのかどうかという御質問でございました。

ミャンマーの状況をUNHCRとしてはどう見ているかということでございますけれども、ミャンマーの国内の状況を1つとして見ているというよりは、むしろ3つ異なった状況が同時進行しているだろうというのが、私どもの概ねの見方でございます。

1つはカチン州。ここでは去年から政府による攻撃が発生しておりまして、インドと中国にカチン州の住民が難民として逃れているという状況が存在します。数週間前にも政府軍の爆撃があって死傷者が出ているという状況で、いわゆる国内避難民、(国境を越えて、例えば中国とかインドには出ていないけれども、ミャンマーの国内で政府の攻撃を受けたり、人権侵害によって難民と同じような状況にある人々。これを国内避難民と呼ぶ)の数も既に8万5,000人に達しています。

2つ目はラカイン州。バングラデシュと国境を接しているラカイン州というところがございすけれども、そこで仏教徒とイスラム教徒の間での衝突が去年の5月ごろから起こっておりまして、昨年5月に続き11月、そして今年初めにもまた衝突が起こっております。それによって難民として国外に出ている人もおりますし、国内避難民としてラカイン州の中でUNHCRが保護、援助をしている数が11万5,000人に上っているという状況がございす。

これらの人、いわゆるロヒンギャと呼ばれる方々ですが、これまではバングラデシュに逃れ難民となっている人が多かったわけですが、バングラデシュが原則としてその人たちを受け入れないという政策を出しておりますために、最近ではエンジンもついていないような小舟に乗って脱出し、近隣の諸国(タイ、マレーシア、インド、スリランカ、インドネシア、そしてオーストラリアなど)にボートが漂着している。その数は2,000人とも言われておりますけれども、海上で命を落とした人の数は正確にわからない状況があるといわれております。また、たどり着いた先の国でも彼らは収容されてしまうといった状況も生まれているとの報告があります。

3つ目の状況というのが、いわゆるタイの国境に近いカレン州及びその他の州など、ミャンマー南東部と呼ばれるところですが、こちらに関しては民主化の影響がいろいろな形で見えてきている。

全般ミャンマーの状況といたしましては民主化が進んでいるということで、ミャンマーへの経済投資であるとか少数民族がいずれ帰還するのではないかとという州においても、先週ですか、先々週ですか、JICAが開発援助の計画をしますという発表がありましたけれども、いろいろな形でその支援に向けた努力が始まっております。

国際人道機関、この場合UNHCRも含めてですけれども、あるいはタイにいるドナー国が、いわゆるカレンの人であるとか、そういった少数民族の人たちがいずれは帰還できるのではないかとということで、それらの方々をいかに支援していけるのか、というその議論を始めているという状況にあると思います。

タイの中ではNGOを統括しているネットワークの組織があるわけですが、それがCCSDPTというところですが、難民のコミッティーなどを交えて、難民の将来的な帰還に関するいろいろなディスカッションが始まっていると。そういったディスカッションを一応リードしているのがUNHCRであるわけですが、今の段階では自主帰還に向けての枠組みづくり。それから難民が確かな情報得られるための支援、自分の戻りたいというその地域がどのような状況であるのかということ、正確な情報を持って自分で決断しても

raitaiというこゝで、そゝいったインフゝメーションキャンぺーンに当たるよゝなもの実施する必要がある。そゝよゝなキャンぺーンを将来的にどゝういふに実施したらいいかというよゝなディスカッションが始まっているというこゝを聞いております。

また、情報では、少人数がタイ政府の支援で自分の村に帰ったというこゝも伝えられてはおりますが、その数は極めて数としては少ないよゝです。

そゝいった準備が少しながら進んでいるよゝですが、UNHCRの現状分析としては、自主帰還あるいは自発的な帰還を、UNHCRが国連の組織としてそれを促進するまでの状況には至っていないだろうという分析です。その理由としましては幾つかございます。

まず彼らの帰還が安全で、そして尊厳ある形で行われるというのが、自主帰還の原則の1つであるわけですが、それに向けての環境づくりというのがまだ十分ではないだろうということですよ。

それはどゝういふこゝを具体的に意味しているかといひますと、1つは少数民族がミャンマーの政府と締結しているものは、停戦協定であつてまだ和平協定ではないということ。過去に、例えば停戦協定が破られてしまったという状況も幾つか発生しており、もう少々状況を見きわめる必要があるのではないかということですよ。

もう一つはセキュリティーの問題。確かにタイとミャンマーの国境、彼らの帰還の経路にはまだ地雷がかなり多いということ。彼らのもといた村にも地雷がかなり埋まっているという状況もあり「安全で尊厳ある」という中で、「安全」のほうはまだ十分に確立していないだろうということですよ。今、私どもがとっている公式な立場というのひ、「いづれは帰還が可能になるであろう」という前提で、その準備に向けた議論を進めましよう」という非常に長いものです。ですから、これから短期間で大規模な帰還が可能であるという、そゝいった状況には、まだちょっと時間があるのではないかということが1つ目ですよ。

難民のキャンプにおける第三国定住の状況ということなのですよですが、第三国定住がどれだけ進んでいて、今年はどういふ予定なのかということひ、昨年の10月に私どもの職員のアリバー・スミスがまいりましたが、彼が説明した状況とさほど変わつてはおりません。

どゝういふこゝかといひますと、資料で配らせていただきましたけれども、タイからのミャンマー難民の第三国定住というのひ2008年、2009年をピークにして減少傾向にある。2012年には、これから御説明差し上げますが、アメリカは大口の第三国定住の受入れについてこれが最後ですよというアナウンスを始めたということもあつて、出国の数が増えるのではないかということが言われておりますが、去年に比べても、少し下がってしまうのではないかということですよ。2012年はその前の年、2011年に比べてもこの表、グラフでもおわかりになるかと思いますが、7,000人を切るまで下がりました。ほとんどの人がアメリカ、オーストラリア、フィンランド、ノルウェーなどのよゝな国に行っているわけですよですが、その89%がアメリカに出国しているということですよ。2012年にはオーストラリアが第三国定住枠を拡大するというアナウンスがありましたので、オーストラリアに家族がいるよゝな方たちは、そちらのプログラムに応募しているよゝです。

また、未登録の人は、第三国定住のプログラムで外に出られないという状況がありましたが、第三国に既に家族のいる人たちで、当該国の政府がその人たちを受け入れますよと言った人たちに関しては、タイの政府が登録を認めるという手続も進んでおりまして、これにより、1,000～2,000人の単位で出国が見込まれているという状況です。

2013年、これまではいろいろな国がタイからミャンマーの難民の人たちを第三国定住で引き受けてくれていたという状況がございましたが、今年タイからミャンマーの難民をとる国は4カ国だけです。アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、そして日本。オーストラリアは枠を広げております。ニュージーランドはこれまで十数人という単位で、今年も同数にとどまるであろうということです。ほとんどの人がアメリカ、オーストラリアに行くということでしょうか。

今年の傾向としてはどういふことがあるかといいますと、アメリカがもう大口の第三国定住のプログラムはこれで最後ですよというアナウンスメントを全てのキャンプで一斉にいうのではなくて、一つ一つ大きなキャンプから始めております。これまでにヌボ、ウンピナム、メーラ・キャンプでアナウンスが行われております。これは今年の10月まで続く予定で、今年日本が新しくここから難民を引き受けましょうといったメラマルアンと、それからメラウウに関しては最後にアナウンスが行われる予定になっております。

私どもの同僚の感触から言いますと、アメリカに関しては、さほど申請者が多くないということでございます。応募してくる人というのは若年のシングルの人が多く、もちろん彼らには家族がいて御両親がいてというような方が多いわけですがけれども、ご両親の世代の人はあまり第三国定住には興味がないということで、むしろ帰還が可能になるのだったらそれを待とうかなといった人が多いのではないかとということです。

オーストラリアに関してですけれども、このプログラムに応募してくるほとんどの人は、家族が既にオーストラリアにいる人であるということと、その中でも医療のニーズが高い人を、オーストラリアは受け入れてくれることを期待していることが挙げられておりました。

手続としては、帰還がもし始まるようなことがあっても第三国定住のニーズというのは引き続き存在していくであろう。どういふことかといいますと、医療ニーズの高い人というのも挙げましたが、帰還が始まっても帰れない人。帰りたいと思っても、例えば拷問の経験がある。そういう人たちに関してはいわゆるトラウマがあって、帰還は考えられない。こういった方々は、恐らく最終的にはその帰還が始まっても帰らない、あるいは帰れない人々のグループに残ってしまうだろうと。そういう人たちは第三国定住という解決策を見ていく必要があるであろうから、アメリカ、オーストラリアに関しての大規模なグループ第三国定住が終了しても、国際保護の観点から見て、数百単位で今後とも第三国定住のニーズは引き続きあるだろうということです。

では、このタイのキャンプの中に、第三国定住全般に関してですが、希望者がどれだけいるのかということですが、今年の予想としては6,000～7,000人の人たちが応募し、出国

していくのではないかとということです。これは昨年の秋のペーパーでもお伝えしましたとおり、いろいろな形でサーベイを行っておりますし、今後について難民一人ひとりがどうしているのかということを調査することを目的とした、プロファイリングというものが始まっております。その中で帰還に関しての願望がどれだけ強いのか。あるいは私は第三国定住という人が多いのかということは、数字的に具体的なものが出てくるのではないかと思いますけれども、その最終結果が集計されてくるのは恐らく来年の初めだということです。現在ある統計で見ますとキャンプごとにバラつきはありますが、キャンプの中の人口で大体20～50%ぐらいの人たちが第三国定住を希望する、あるいは考えてもいいと回答していると言われております。

本年3月の連絡調整会議決定を受けまして、インフォメーションキャンペーンというのが既に始まっております。特に新しい2キャンプに関してです。ただ、現在タイは水かけ祭りの最中ございまして、民間、政府の機能がほとんどストップしている状況ですので、今後、来週あたりからもう少し集中的に、インフォメーションキャンペーンをしていけるだろうということございします。

私どものタイ事務所の活動を後方支援するという形で、私どもの宮澤が1週間から10日間タイに行きましてインフォメーションキャンペーンを支援をする予定になっております。

諸外国の受け入れはこれからどのくらい続くのかということがございますが、アメリカのアナウンスは今年10月ぐらいで終わるだろうということで、それから、そこに応募してきた人たちのプロセスというものが続いていくわけですが、来年の末ごろまでには、大きな形でのプログラムというのは収束するであろうというのが、現在の予想です。

インフォメーションキャンペーンについて、まだそれほど集中的なものは始まってはおりませんが、これまでに2家族の方がヌポから日本に来たいという関心を寄せてくださっているということと、新しいキャンプでも2ケース挙がっており、1つは、6名か7名の家族です。もう1ケースは若年のシングルの方だということで、今、その御両親に日本に来る意思があるのかどうかを確認中だということございします。今後希望者の数がふえてくることを私どもとしては期待しております。

最後になりますけれども、こういったタイの状況を見ましても、ミャンマー難民を取り巻く状況がこれまでのような形で今後5年、10年続くということは考えられません。そしてミャンマーへの帰還というのがいろいろな国で始まるようになりますと、ミャンマー以外の国籍の人というのを考えていかななくてはならないのではないかなということがございします。

これまでも何回かお伝えしてまいりましたが、タイ一本槍というのは恐らくあまり効果的ではないであろうということで、パイロット事業が続いていく間にタイと同時進行のような形で、ほかの国を見ていく必要があるのではないかなということは先般からお伝えしているとおりであります。その第一候補者というのが、私どもとして推薦させていただきたいのがマレーシアです。これまで日本にいらした難民の方々の定住状況等を見

てみても、これまで10年、20年キャンプの中でずっと支援に頼って生きてきて、都市という環境の中で生活をしたことがないような人たちというのは、いろいろな形で困難にぶち当たってこられたのかなということがございます。

マレーシアにいる難民は92%の人たちがミャンマーから来ている難民ということでございまして、彼らとタイのキャンプで過ごしていた難民の人たちと一番の違いというのは、公の支援というものがほとんどない状況で、マレーシアという国の中で自分の生活は自分で見ていかなくてはならないということがありまして、自立という意味からいうと、サバイバルスキルというものは持っていらっしゃるのではないかなということでございます。

タイにいる難民の少数民族のその比率と比較いたしましても、マレーシアではチンの人非常が多いということです。チン州からの流入というのはまだマレーシア、インドに続いているという状況がございます。

先ほどお伝えしましたが、ラカイン州からのロヒンギャの人たちもマレーシアにまだ引き続き入ってきていることもありますので、カレン州、南東部から来ている少数民族と比べると、まだ帰還への希望が少ない状況にあるということで、そういった理由からマレーシアは、1つの候補地ではないかなと私どもは考えております。

現在の世界的な状況を見ますと、国際保護の観点から見て第三国定住が一番必要であると考えられているのはシリア、アフガニスタン、コンゴといった3か国があるわけですね。彼らの置かれている状況というのは非常に厳しいものがあり、第三国定住という形で国際保護のニーズのある人たちに対応する必要性は、国際的にも認識されているところであります。

それでは、マレーシアのほかにありますかという御質問がもしあるとすれば、例えばアジアのいろいろなUNHCRの事務所からのニーズというものをいろいろ分析してみますと、都市部に住んでいる難民の人たちの抱えている状況というのは、非常に厳しいものがあるということがございます。

例えばタイを見ますと、日本がとってきた人たちはタイのキャンプの中にいる難民の人たちですが、バンコクにいる難民の人たちのニーズも高いということがあげられます。その中には、例えば既に日本でコミュニティを持っている人たち。ベトナムから来ている人たち、ラオスから来ている人たち、あるいはカンボジアから来ている人たち。そういう人たちがバンコクの中で生活しているという状況もございます。ですから日本とのリンクということを考えると、そういう人たちのことも視野に置いていただいて、これから議論なさっていただくというのも1つではないか、ということを最後につけ加えさせていただきます。

○岩沢座長　ありがとうございました。

続きまして、IOMからお願いいたします。

○IOM（橋本）　日本政府の方々からいただいている御質問は今、小尾オブザーバーが御発表になった質問と全て同じです。時間の関係もありますので、小尾オブザーバーの御発表

に補足する必要があるれば、その部分だけを補足させていただきたいと思います。

第1点目、ミャンマー情勢の好転による難民の本国帰還、ミャンマー帰還への動きの有無。これについては小尾オブザーバーがおっしゃいましたとおり、国際機関が組織的な帰還を行っているわけではないので、IOMとしても当然その統計などを持っているわけではありません。噂のレベルで、例えば何千人帰還したとか、そういった話はありませんけれども、特段大きなバスなどをアレンジして登録をして帰っているという状況ではないので、IOMの理解としては大規模での組織立った帰還はまだ起こっていないというのが理解です。

諸外国への出国状況について、まずタイですが、ピークになっているのが2008年、2009年それぞれ1万7,000人、1万6,000人です。2012年についてはこれを切っております。ちなみにこの数字というのは必ずしも難民の方々だけというわけではなくて、IOMがタイからの出国支援をした方々全員ということになっています。ちょっとそのことは頭に置いていただきつつ、2013年について、ミャンマー出身の方の出国というのは1月に482名、2月に658名、3月に683名となっています。

今、申し上げた3カ月分の中の、ミャンマー出身難民の方がどこのキャンプから出たかについて、トップ3つのキャンプはメラマルアン、メーラ、ウンピナムです。それぞれのキャンプから295、133、311人という出国状況。これはミャンマー難民の方々の第三国定住による出国の数となっています。

アメリカの受け入れはどうなるのかということについては、UNHCRの方がお配りになっている資料5の真ん中の右側の黒いボックス「Progress in 2013」に、USA initiates rolling announcementsと書いてあるとおりです。

私どものバンコク事務所から来ている情報としては、今の段階で約2万3,000人の方がアメリカ行きの第三国定住に登録、いわゆるパイプラインにいるという言い方をしますけれども、そのプロセスの中であって、大体そのうち70%ぐらいが実際にアメリカに向けて出発するだろうということです。また、一般的な傾向としては、このように締め切りが発表されると駆け込み乗車としての申請者数が増えるのではないかと、ということが予想されています。ただ、申請者数が増えるということと、実際にアメリカにその方々が心変わりをしないで出国するというのは別のことであります。

それから、アメリカの受け入れが今後約2年間は続きますけれども、その後ミャンマー出身の難民の団体・グループベースでの第三国定住プログラムが終わることによって、IOMがどういった影響を受けるのか、あるいは日本行きの事業に対してどういう影響があるのかということですが、少なくともIOMについては2015年の10月まで、御依頼があれば今と同じ支援を提供させていただけると思っています。裏を返すと、その後については若干様子を見つつということになります。以上の回答がIOMバンコク事務所から来ています。

タイ以外で日本政府が検討に値するところというのはどこかという御質問も頂いています。IOMからの回答の前提として、難民の第三国定住のニーズがどこにあるのかということですが、シリアとかコンゴというのは小尾オブザーバーがおっしゃるとおりですし、

また日本政府の方が指定されていらっしゃる基準に合うような第三国定住希望者の有無ということは、UNHCRにお任せしたいと思います。ただ、難民の一般的なプロフィールに照らし合わせ、日本社会に定住することが容易であろうと思われるアジアの、特にアジアといってイラクなどは含まない東アジアで申しますと、やはりマレーシアのいわゆる「都市型」難民ケースが一番日本への定住が楽なのではないかとIOMとしても思っています。理由については小尾オブザーバーがおっしゃったことと同じです。

その前提に基づいて、マレーシアからの出国状況について、ご紹介します。2012年は、1万805名の方がマレーシアを出国されていまして、このうちの1万449名が第三国定住のスキームに乗って出国したミャンマー難民の方々です。なお、2005年～2012年までで合計4万7,065名のミャンマー難民の方がマレーシアを出国されていて、そのうち3万8,305名の方がアメリカに行っています。

こちらからの発表は以上です。

○岩沢座長 どうもありがとうございました。

以上、本日のテーマに沿いまして、難民及び定住支援の現状について、特に自治体の関係の方々からお話を伺いましたし、受け入れ対象地域の現状について、特にタイの難民キャンプ等の状況についてUNHCRとIOMから最新の状況を御報告いただきました。

以上、全体にわたりまして質疑あるいは意見交換をさせていただきたいと思いますが、対象地域の論点は次回も挙がっていまして、御意見にわたる部分は次回お聞きするという事で予定はしてあるのですけれども、別に限定するつもりはありませんので、受け入れ地域の現状について、今、対象地域について報告を伺った上で、何か御意見があれば、遠慮なく御発言いただきたいと思います。

今までいろいろな方に御意見を伺うようにしてきたわけですが、特にあらかじめお願いしていなかった委員の方も含めて質疑あるいは御意見がありましたら、ぜひよろしく願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。難民支援協会の石井です。

いろいろ本当に細かい御説明をいただいて、改めて分かったことも多かったのが本当にいい御発表だったと思うのですが、意見を言う前に数字のところで確認したかったというか御質問なののですけれども、UNHCRのマレーシアに関する資料で2点質問なのですが、1つは真ん中の左側の「Registered Refugees in Malaysia as of 28 February 2013」ですけれども、今さら私これを聞くのは恥ずかしいのですが「# Refugees」の横がサブミッションですね。その中の「05-13」はどういう数字かなというのが1つと、その中で「# Refugees」よりもサブミッションのほうがチンとカチンに関して結構多いですね。これはどういう数字なのかなというのがそのコラムの中の質問です。

もう一つは右上の「Progress in 2013」のSubmissionsが2,405に対してDeparturesが2,058って、物すごく率が高いような気がするのですけれども、マレーシアに関してここまで率が高い、つまり、恐らく申請を出してから実際に受け入れられるのがこれだけ早

いというのは、何かマレーシア独特の事情なのか何だろうというのが質問です。タイのキャンプと比べても率が高いですね。もしおわかりになれば。

○UNHCR（小尾） 「05-13」というのは2005年～2013年ということですね。

○石井委員 「# Refugees」は、たった今ということですか。2月28日。

○UNHCR（小尾） そうですね。

○石井委員 わかりました。

○UNHCR（小尾） 2つ目の御質問は、恐らく「Submissions」と「Departures」の時期というのが必ずしも同一ではないということではないかなと思います。ですから、今年出ている人で去年提出されて、今年出国するという方もいらっしゃるということです。

○石井委員 逆転していることも十分あるということですね。

○UNHCR（小尾） あるということですね。

○石井委員 わかりました。

○岩沢座長 池上委員、どうぞ。

○池上委員 今度はキャンプを UNHCR の宮澤さんが回られる予定で、UNHCR の現地スタッフはもう3月の変更をキャンペーンとして伝えているという理解でいいですか。

○UNHCR（小尾） 私ども公式に通達をいただきましたのが3月29日だったもので、それを受けて徐々に始めているという段階です。

○池上委員 なるほど。この情報はキャンプの中でどのように受けとめられているのだろうというのが私は一番気になるので、もし UNHCR 側でわかるのであれば教えていただければなと思っています。

○岩沢座長 わかりますか。

○UNHCR（小尾） 現在の状況はちょっと分かりかねますので、次回、宮澤からの直接の報告ということも含めまして御報告できたらと思います。よろしいでしょうか。

○池上委員 楽しみにしています。

○大森委員 現地でどういう広報活動を現地でされているのか。希望者が少ないのは広報活動が不足していて少ないのか、それとも日本は嫌ということなのか。日本で第三国定住を受け入れているという情報がどこまで皆さんに伝わっているのか。なぜ希望者が殺到しないで、第3陣はゼロだったということですけども、今回第4陣がどうなるかですが、広報活動がどこまでされているのか。

それと、現地にもいろいろなところに日本の NGO とか人が入っていると思うのですけれども、実際にキャンプで活動している人たちも絡めての広報活動がされているのか。その辺のところを教えてください。

○UNHCR（小尾） これまでは、キャンプの中での広報活動といいますと、いわゆるパンフレットをつくってそれを配布する。みんなが通るようなところに大きなポスターを貼って、日本の第三国定住がありますということをする。また、キャンプコミッティというものがありますけれども、そういう人たちを特定して集まってもらって日本のビデオを見せる。

例えば RHQ さんが去年作成なさったビデオをそういう、数百人でしたか、後で宮澤にちょっと話してもらえたらと思っておりますが、そういう人たちを集めて、それから質問も受けこちらがお答えするというようなことをしてまいりました。

それと同じようなことを今回、選考基準の拡大を受けて、これまでの3つのキャンプと新しいキャンプで行うことになっております。

宮澤が行く週は4月29日の週なのですが、いろいろなコミュニティ、たとえば、若者たちの組織、また、キャンプのリーダーたちを集めてのグループ会合が午前午後、午前午後という形で全部予定として埋まっています。こうして、2つのキャンプを全てカバーすることになっております。

先日ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、TBS で放送された、第1陣で来られた方の息子さんが中学を卒業なさって、高校の入試にも受かったという番組がありましたが、それを今ダビングしてカレン語に直しているところです。それをこの5つのキャンプ全てで流して、あなたたちが知っているあの子が日本に来てこんなに成長しましたよということを、難民の方にご覧いただくということも試験的にやろうと考えております。

同時に去年の末から、今年の初めにかけて私どもが行いましたが、データベースを利用してこの家族であるならば日本の選考基準に合っているという人たちを特定して、宮澤のいる間に、個別に家庭訪問して、日本に来る意志はありますかということも伺ってみようと計画しております。こういうアプローチによって数が増えることを期待しております。

○大森委員 実は私の知っている難民キャンプでお仕事をしている人たちに聞くと、言葉に対する不安を非常に覚えていますよと。英語ではない、日本語という知らない言語に対する不安です。

できれば、その人たちは現地で日本語教育を始めてください、そうすれば希望者は多くなりますよと言われたのですが、NGO でやってくださいと言ったら金がありませんと言われてしまったのですが、やはり言葉への恐れというのは大きいのかなという気はしました。

○池上委員 UNHCR さんから先ほど資料の御説明の際に、未登録の方に対する対応のことで言及があったと記憶しています。私は詳細をうまくつかみ切れてないのだけれども、こういう理解でいいですかというのを確認させてください。

家族が海外にいて、その家族のいる海外の当該国政府が受け入れ OK だということを表明すれば、未登録者は UNHCR のリストに登録されるということですね。そうすると、その登録が前提で、その家族のいる国にのみ出国のチャンスが開かれるという理解なのですか。それとも家族がいない国に行くこともできるということはあるのか。

○UNHCR(小尾) 家族のいない国には行けないですね。先生の御理解で正しいと思います。

すなわち、タイから出国するにはタイのキャンプの PAB というところで認定、登録されていなくてはならない。それが前提条件であるために、それをクリアできないがために第三国定住に出られない人が多かった。それを今度クリアするために、既にもう家族がいる

国がこの人に関してはいいですよという OK をまず出す。それに呼応する形でタイの政府がそれだったらいいですよという形で、登録を OK するということです。

○池上委員 それはすごく私は重要なポイントだという理解をしています。

実際、昨年度キャンプを回ったときに、UNHCR のスタッフが未登録の方々に囲まれて、何とか登録をというふうに詰め寄られている場面を私も見ましたので、例えば日本に来ている方々の家族でもし未登録の方がいらっしゃれば、そういった方々に先ほどの家庭訪問ですか。個別の訪問をかけてみるというのも 1 つ有力な広報なのかなと思っていました。実際そういう方がどのぐらいいるかはちょっと私わかりませんが、未登録の方々は希望があっても、あるいは強い意志があっても、出られないという非常に大きな焦燥感というか、ある種絶望感の中にいらっしゃるなという印象を持ちましたものですから、ぜひその未登録の方に門戸を開くそのチャンスとしても使えるといいなと思っています。

○大森委員 実は未登録の人の中に日本語が達者な人が何人かいます。その人たちを救う道が今、ないということなのです。本当に残念で、日本が次に第三国定住を予定しているキャンプに逃げなさいって助言してあげたらいいかしらなんて、これは個人的に思ったりするくらい、本当にそこまで日本語ができる、それで単身の人を救う道というのはないのですかね。

それはひたすらタイ政府がしないからという理由ですね。そこに対する、逆に外から日本の UNHCR から、IOM さんから働きかけるということも、あるいは本部ジュネーブから働きかけてもらうことはできないのでしょうか。

○UNHCR (小尾) 恐らく私どもが仲介として入るには、受け入れ国からの OK がまず前提となると思います。例えば日本の政府が、この人たちに関しては受け入れますよという表明があれば、それをタイ政府にお伝えし、タイ政府の考慮の対象にさせていただくことはできると思います。

○伊藤委員 出国前研修プログラムで、家族計画みたいなことに関して何かお話はあるのでしょうか。

○IOM (橋本) 私ども IOM は出国前研修というのを、日本政府から御依頼いただいて、今のところは 3 週間の日本語研修と、1 週間の生活ガイダンスのようなものを行っております。その内容については、日本政府の方及び今のところでは来日後の研修をされる RHQ の方々と一言一句、かなり細かく詰めています。

その出国前研修の中に、ご質問のあった「家族計画」という言葉は今のところは入っていないです。ただ日本の物価が非常に高いこと、難民の方々が最初に就けるような仕事で大家族を養うのは非常に難しいこと、住宅事情等々についてはかなり現実的だと申しますか厳しい情報を率直に差し上げています。

受け入れ国政府によっては、「家族計画」などについても入れてくださいというところもありますので、表現振りについては文化的背景などに配慮しつつになりますが、日本政府様から御依頼があれば入れることは十分に検討可能です。

○RHQ（神山） 続けて、詳しい者に詳細は譲りたいと思うのですが、180 日間の RHQ 支援センターでの定住支援プログラムの中に生活ガイダンスというのがあって、家族計画については生活ガイダンスにおいて説明しています。

○RHQ（鈴木） 家族計画については、時間をとりまして、難民事業本部で雇い上げた保健師が特に経済的な関係で子供がたくさん増えると働けなくなる、働けない間収入が少なくなると生活が苦しくなるといったレクチャーをしています。

あわせて入国当初に、初動支援として配布する生活用品の中に避妊具も入れ、別途生活指導をしています。

○石井委員 日本の NGO の中でも、特に世界的にもそうなのですが、よく信条に基づく Faith-Based Organization とよく言います。簡単に言うと宗教系の団体とかでは、そういうことについて厳しく NO だと言う団体もあったりして、結構ここは支援団体間でも物議を醸すところなので、表立ってそれをやるのが、これは国際的な問題で日本だけでやっているプログラムでは当然ないので、日本がそれを特に強調することが本当にいいかどうかというのは、本当にやっしてしまったらかなり疑問が出てくると思います。

一般的に第三国定住のプロセスは長いので、よくあるたくさん受け入れている国の話で言うと、レジスターしたときの、この家族受け入れますといったときの人数と、実際に来たときの人数かなり変わっている。つまり一般的にキャンプにいた方々も含めて非常にもともと子たくさんというか、子供を産むことに対してポジティブなので、一般化してしまえば、子供はある程度産まれてくるものだという想定で臨まないといけないのではないかという気はいたします。

○太田委員 伊藤委員に御質問なのですが、今回はカレンの方ということで言語の対応が難しいのですが、これまでに外国人の子供さんに対する支援の仕組み自体は中野区の学校であるのでしょうか。

○伊藤委員 最低限ですけれども、国際交流協会という任意の団体でボランティア的な活動で御支援というのはございます。

○太田委員 特に今回必要だというのはカレンの言葉ということ。

○伊藤委員 その言語に関しては堪能者がいませんので。先ほど伺うと、加配教員のお話がありましたけれども、中野区では一切ございませんでしたので、そういう意味でも非常に中野の世帯は不利だったかなと思います。

○太田委員 ありがとうございます。

○岩沢座長 関根委員、どうぞ。

○関根委員 まず、先ほどの家族計画の関係では、やはり三郷市でもその件は、こちら転居当初にも課題としてはありまして。健康推進課というセクションの保健師さんからのそういった家族計画のお話をさせていただいたという経緯はあります。

これも一回お話すればいいかということではないと思いますので、やはりそういった情報提供ということは必要なのかなと。

○岩沢座長 ありがとうございました。次回の予定について、事務局からお願いします。

○中村参事官 今日はありがとうございました。

次回は5月14日火曜日の午後4時からでございます。

本日御議論いただいた内容につきましては、個人情報ですとかプライバシーに関する部分を除いて、議事要旨を内閣官房のホームページに掲載したいと考えております。

それでは、次回もよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。